Ｒ４年度　未納退会者（１８名）

当士会の定款第11条（5）により「正当な理由なくして会費を１年以上納入しないときは会員の資格を喪失すると定めています。

Ｒ４年度年会費未納のため、以下１８名が未納退会となりました。

会員資格を喪失した方が再入会する場合は、改めて入会手続きが必要になりますので、事務局（jimu@tottori-ot.or.jp）までお問い合わせください。

9434	9747	14146	26025	36822	42643
45191	46856	52720	56658	67259	67868
68732	68975	69470	72407	77988	79909

一般社団法人
鳥取県作業療法士会
Tottori Association of Occupational Therapists

皆様のご理解・ご協力をお願いいたします